

# 横浜町通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和5年3月

横浜町教育委員会

## 1. プログラムの目的

横浜町では、主として交通安全の観点から危険があると認められる箇所について、各町立小中学校等からの要望に基づき、危険箇所の点検や対策について教育委員会を通じた関係機関への依頼などに取り組んできました。

平成24年4月以降、全国で登下校中の児童等が死傷する事故が相次いで発生したことから、児童生徒の安全確保に向け、「横浜町通学路交通安全プログラム」を策定し、関係機関と連携し、合同点検及び点検後の対策、ならびに積雪期の通学路の安全確保に係る取組を実施することといたしました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関による連携のもと、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保に取り組めます。

## 2. 通学路安全推進協議会の設置

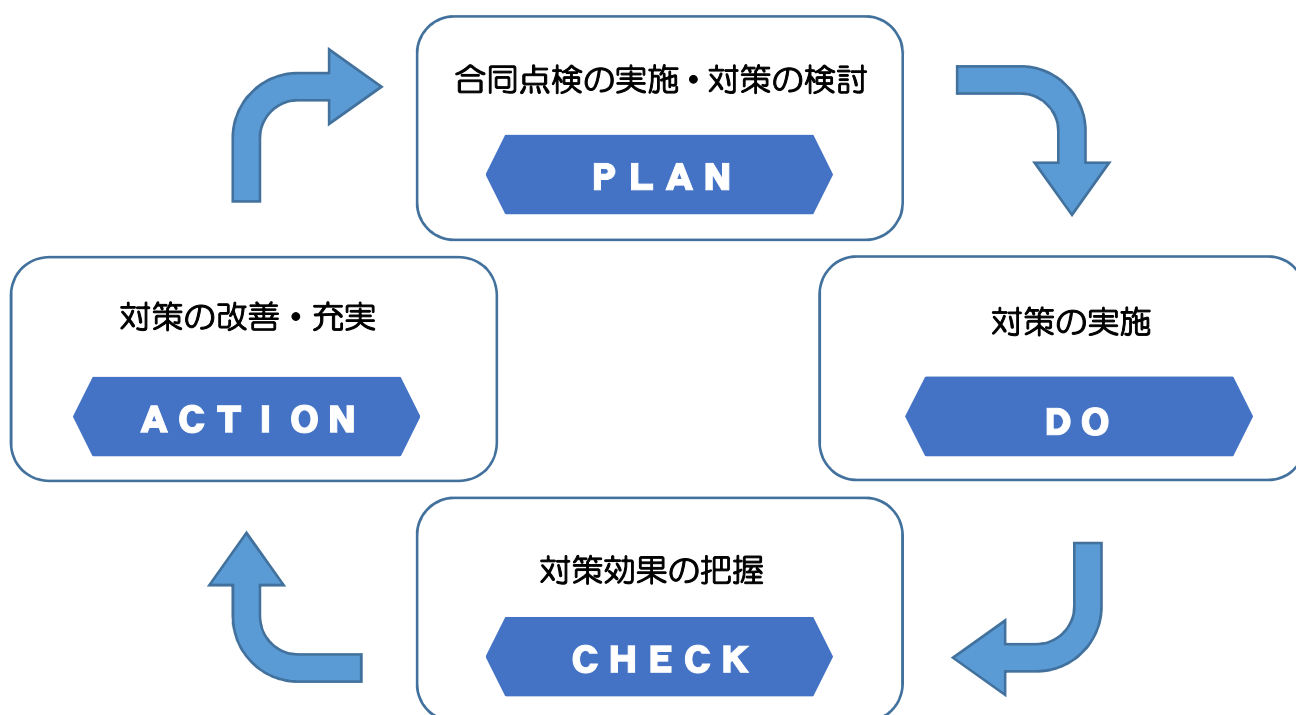
関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「横浜町通学路安全推進協議会」を設置します。

(組織)

- ・ 国道、県道及び町道の管理関係者
- ・ 警察関係者
- ・ 学校関係者代表
- ・ 保護者代表
- ・ 交通安全関係団体の代表者
- ・ その他教育長が特に必要と認める者

## 3. 取組方針

「横浜町通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関による合同点検の実施や点検結果に基づく関係機関との協議、それに基づく必要な対策の実施、さらには対策実施後の効果検証をP D C Aサイクルで実施します。



#### 4. 合同点検の実施

##### (1) 合同点検の実施時期等

毎年1回合同点検を実施するほか、必要に応じて実施します。

##### (2) 合同点検の体制

学校、保護者、道路管理者、警察、関係団体等を基本とし、可能な限り保護者や地域の参加協力を得て合同点検を実施します。

##### (3) 対策の検討

合同点検の結果に基づき、対策が必要な箇所に応じた具体的な実施内容を、関係機関と連携して検討します。

##### (4) 対策の実施

それぞれの対策について、対策案を踏まえて、関係者間で連携を図り、早期に取り組みます。

##### (5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策が実施された箇所等について、実際に期待した効果が上がっているのか、また、児童生徒等が安全になったと感じているのか等を確認するため、各関係者への聞き取りや、必要に応じて児童生徒等へのアンケート調査等により対策の効果把握します。

##### (6) 対策の改善・充実

対策実施後も、合同点検や効果把握の結果を踏まえ、関係機関と協議を行い、対策内容の改善・充実に努めます。

#### 5. 箇所図、箇所一覧表の公表

点検結果や対策内容については、関係者間で認識を共有するために、「対策一覧表」及び「対策箇所図」を作成し、公表します。

# 対策箇所図



① 「菜の花にこここセンター前道路」路側帯の塗り直しを実施。